

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 1 日時

平成28年11月21日（月）午後2時25分から午後4時00分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所岡崎支部大会議室

### 3 参列員

長谷川恭弘（名古屋地方裁判所岡崎支部長）

### 4 出席者

司会者 手崎政人（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部総括判事）

裁判官 近道暁郎（同裁判所同支部刑事部判事）

検察官 西川和志（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）

検察官 長谷川薫（同検察庁同支部検事）

弁護士 三宅結花（愛知県弁護士会西三河支部）

弁護士 鈴木正純（同弁護士会東三河支部）

裁判員経験者 1番から6番まで 6人

### 5 議事内容

#### ○名古屋地方裁判所岡崎支部長のあいさつ

（長谷川支部長）

長谷川と申します。本日はお忙しい中、意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。意見交換会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。平成21年5月に裁判員制度が施行されました。今日まで、7年が経過したということになりますけれども、岡崎支部も全国の各地方裁判所の本庁と同じように、裁判員裁判が行われるということで、指定されております。昨日までの間に、164人の被告人に対する事件があっ

て、152人に対し判決を宣告しております。980人を超える、約1000人にのぼる方に裁判員、又は補充裁判員として御参加いただいております。岡崎支部は、管内人口が236万人を超えているという統計がございますように、都道府県の人口に並べてみますと、仙台のある宮城県より多く、京都府に次ぐという区域になっております。この意見交換会は、裁判員を経験された皆様の御意見、御感想等をお聞きすることにより、今後の裁判員裁判の運用に役立たせていただき、それから広く国民一般の方々に皆様の御感想をお伝えして、裁判員裁判に対する不安とかそういうものを解消していただくということに役立たせていただこうと思っております。限られた時間ではございますけれども、裁判員経験者の皆様には裁判員裁判の時にも活発に御意見をおっしゃっていただいていると思っておりますけれども、この意見交換会におきましても、是非とも忌憚のない御意見をおっしゃっていただいて、今後に役立てたいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○出席者の自己紹介

##### (司会)

本日、この意見交換会の司会を担当します刑事部総括判事の手崎でございます。最初に私のほうから自己紹介いたしますが、私は岡崎支部に来たのが去年の4月でして、これまで十数件の裁判員裁判を岡崎支部でも担当させていただきました。いろいろな事件がありましたが、今日、私の担当した事件は、いずれも殺人事件ということになっております。そういった点で、争いのあった事件はないんですけれども、皆さんの御経験を存分に語っていただければと思っております。

##### (近道裁判官)

岡崎支部で、手崎判事と別の合議体の裁判長をしております、近道と申します。よろしく願いいたします。私のほうは、一昨年4月から岡崎支部に参りまして、今回経験者が参加された事件ですと、1番の方、それから2番

の方、それから5番の方と一緒に裁判させていただきました。本日は、本当にいろんな御意見を頂ければと思って楽しみに参りましたので、どうかよろしくお願ひいたします。

(西川検察官)

検察官の西川と申します。私は、この4月から、この岡崎で勤務をさせてもらっております。近道裁判官が審理される係におきまして、検察官として立証活動を行っております。4月以降は、4件の裁判員裁判を担当しております。この中にいらっしゃる方では、5番の方が裁判員をされた事件を担当させていただいております。本日はよろしくお願ひします。

(長谷川検察官)

検察官の長谷川と申します。私も、今年の4月から、この岡崎支部で裁判を担当させていただいております。手崎裁判長の合議体の担当をしております。4月以降は6件の裁判員裁判で、今回の事件の中では2つ、私が担当させていただいたものがありますので、よろしくお願ひいたします。

(鈴木弁護士)

弁護士の鈴木です。愛知県弁護士会の東三河支部から来ました。私は、裁判員裁判を2回しか担当しておりませんので、今日の6件の中では担当したものはありませんけども、いろいろ意見を聴かせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(三宅弁護士)

弁護士の三宅と申します。愛知県弁護士会の西三河支部に所属しております。私も裁判員裁判を何件か担当しておりますが、今日取り上げる事案は残念ながら担当しておりません。弁護士会に持ち帰って、今後の弁護活動に役立てるように、弁護士全体で協議して参りたいと思っておりますので、ざっくばらんな意見を聴かせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○裁判員を担当した事件、裁判員を経験した感想等について

(司会)

それでは、経験者の方の御紹介をしながら参りたいと思います。1番の方に御担当いただいた事件は、被告人が自宅に火をつけて、覚せい剤を使用したという事案、前科の関係で実刑は避けられないという事案だったと思います。実際にその裁判員裁判に御参加いただいた感想を一言頂ければと思います。

(1番)

私は、昨年11月に参加しまして、5日間務めさせていただきました。内容は今御紹介いただいたとおりなんですけれども、被害者が御両親といったことで、若干特異なケースだったのかなというふうに思います。印象ですけれども、やはり制度が始まってもう7年経過しているということで、いわゆる裁判所だとか、もちろん弁護士だとか、検察の方に、いわゆる裁判員を交えて裁判を円滑に進めるためにはどうしたらいいのかということが、知見といいますか、経験といいますか、そういったものがかなり溜まってきていて、年を経るごとに円滑になっているのかなと、個人的にはそういうふうに思いました。それほどストレスなく入らせていただけたというふうに思っております。その分皆様方の負担といいますか、大変だったのかなというふうには思っております。また、個人的にも、裁判に参加しまして、いわゆる審理と評議のプロセスだとかその背後にある考え方、そういったものをちょっと勉強させていただきました。裁判というものを理解する上で役立ちましたし、また、私生活でもヒントになることを勉強させていただいたかなというふうに思っております。また、制度そのものは、やはり国民に裁判というものを身近に感じてもらうという趣旨からとってみると、機能しているのではなかろうかというふうに感じております。

(司会)

続いて2番の方ですが、今年の初めに強姦致傷という事件で被告人の方では事件性、つまり被害があったかどうか、それから犯人性、自分が犯人かど

うかを否認して争った事件を御担当いただきました。否認事件であったためにやや長い審理あるいは評議であったかと思imasので、その点を含めてお話しをいただければありがたいと思imas。

(2番)

全体的な感想というところ、とてもいい経験になったと思imasし、こういう法律関係について全く勉強していなかったの、役に立つかどうかというのがよく分からなかったんですけども、裁判官の方にいろいろ教えてもらいながらなんとか進められたかなと思imas。本当に役に立ったかどうかは分からないんですけども。裁判員って何でやっているのかなという狙いというのが未だによく分からないんですけども、裁判というのはこういう感じなんだなというのが分かってよかったと思imas。

(司会)

続いて3番の方ですが、3番の方は、家族3人の女性に対する殺人とその後の放火、あるいは銃刀法違反の所持といった事件を御担当いただきまして、これは大変重い刑が問題になる事件でありましたので、いろいろと悩まれた点も多かったのではないかと推察しますけども、いかがでしょうか。御感想をお願いします。

(3番)

1週間くらい、裁判員裁判に出席しまして、私は全くの素人ですので、いろいろ勉強になりました。それで事件の本当の原因というのが、私なりに被告人と同年代くらいの感じで、私でもこういうことが起きたら、実際に同じことをやっちゃうなと思imas。なぜかと言うと、この事件は、被告人本人が、詐欺に遭って、そのことを全然知らないで急に奥さんから言われて、警察とか弁護士に相談に行ったんだけど、警察に言ってもそれは取り戻せんと言われてしまったので、それでこういう事件が起きたと思imas。ですから、本音と建前のギャップがすごくあって、私なりにだいぶ夜も寝れなく

なったという感想です。以上です。

(司会)

4 番の方は、夫の介護殺人というかわいそうな事件を御担当いただきましたが、お感じになったことをお伝えいただければと思います。

(4 番)

感想としては、大変貴重ないい経験ができたなというふうに思っております。介護殺人という部類で身近なところや周囲でもそんなに珍しくないという状況、介護は大変だという状況は、今日本の中ではそんなにも珍しくない状況になってきているので、自分のことにも重ね合わせながら考えました。多分そうお考えになった裁判員の方が、多かったようで、皆さんとある意味、井戸端会議のような感じで意見を言い合えたのかなと思っております。

(司会)

5 番の方の事件も、2 番の方と同じように争いのあった事件でして、強盗致傷事件で、強盗の目的があったかなかったかで被告人 2 人の言い分が違っていたという事件を御担当いただきました。そういう意味では、少し難しい面のあった事件ではないかと思いますが、御感想をお伺いできればと思います。

(5 番)

裁判も 8 日間という結構長丁場だったものですから、神経的にも結構まいったかなという感想があったんですけど、強盗致傷に出てくるみんなが、流行りの覚せい剤に関わっていて、どうしてそういうものに手を出してしまうかというのが根本にあると思うんですけど、そういうことをなくさない限り、自分が受け持った事件はなくなるのではないかと思いました。犯人にしても再犯を繰り返していて、もうだめじゃないかなというような感じがしたんですけど、今テレビを見てもそういうような蔓延しているものを根本的になくしていけば、こういうような事件がなくなるんじゃないかなと思って、そういうような裁判に進めさせていただきました。あとは近道判事と一緒にやったんですけども、

本当に分かりやすく教えてもらって、進められたということはよかったんじゃないかなと思います。以上です。

(司会)

6 番の方は、知人の間でけんかして殺人にまで行ってしまったという、お酒を飲んでいたとかいうような点もあったような事件なんですが、犯人は自首をしていたんですけども、それでもやはり重い刑罰が問題になった事件を御担当いただきました。今日は唯一の女性の参加者ということでございますので、その点、女性の立場というのも含めてお話しいただければありがたいなと思います。

(6 番)

私も、自分が裁判員に選ばれたときと経験した後の印象はやっぱり全然違っていて、経験させてもらってよかったなというのが今の感想です。でも、それは今経験された方のお話を聞いていて、私の事件だったからそう思えたのかなという、これが違う事件だったらこんな感想はなかったのかなと思ってみたり、同じ裁判員でも担当した事件によって、やってよかったとか、夜も眠れなくてちょっと精神が、というふうにもなり得るんだなということを思うと、一概にやった方がいいよ、すごく勉強になったよ、というのを周りに言えないなと今思いました。私の家族が、私が選ばれたというときに、歳の近い主人は、いいじゃんやってごらん、という感じだったんですけど、両親はやっぱり暗いイメージしかなかったみたいで、大丈夫かとか、おまえが事件に巻き込まれないかとか、そういう心配があったので、そういうふうなイメージを持っている方というのがやっぱり世の中にはいるんだなと思います。それと先ほど言われたように、女性ということで、私の担当した事件の裁判官の中に、女性の方がいてくださったので、すごく話しやすく、すごく和やかな雰囲気でした。

○裁判員裁判に参加するにあたって

(司会)

それでは次に、皆さんが裁判員に選ばれた時のことについてお伺いしたいと思います。お仕事との兼ね合いですとかあるいは家庭との調整や兼ね合い、そういった裁判員裁判に参加される上で何か支障、ハードルになったようなことはありましたでしょうか。まずは1番の方、一言お願いできますか。

(1番)

仕事との関係で言いますと、実は1回目、6月の裁判の案内が来たんですけども、ちょっと仕事とバッティングしまして、辞退いたしております。その時に、裁判所の方から年内にもう1回あるかもしれませんよという案内が来まして、ないんだろうなと思ってましたら、本当に2回目がかまして、これには正直少し驚きました。それで、半年ぐらい経った11月に参加させていただきました。そもそも、裁判員名簿に登録されましたよという案内が前年度にもう来てたものですから、何か来るかもしれないなとは思ってましたので、実際にいついつ出頭してくださいという案内が来ても、来たかという感じで、ものすごくびっくりしたということはなく、やっぱり段階的に案内が来るものですから、そういった意味では安心感があつたのかなというように思います。仕事の方も、1週間でしたら何とか都合が付くと、確かもう2か月ぐらい前に案内が来てたものですから、その辺りに極力スケジュール調整が利かないようなやつは入れないようにしておきました。仕事のスケジュールは、実際に前の週に確定しますので、もう確定した瞬間にスケジュールを再調整して、何とか影響なくできたかなというふうに思っております。

(司会)

今、お話がありましたように、公判期日の前の週に裁判員の方を選任することが多いんですけど、公判までの長さについてはどんな感じをお受けなんですかね。

(1番)



1週間でしたらいいかなと思うんですけど、あれが2週間、3週間とかいうことになりますと、ちょっと難しいかもしれないなというように思います。

(司会)

6番の方は、この点でちょっと違う御意見があったみたいですが、いかがでしょうか。

(6番)

私も仕事をしていて、もしも裁判員になったらこの週、私は来れないから、その分のフォローをお願いするんですけど、当たらなかったら来れるというあたりで、ほかの周りのお休み、1日何人も一遍にお休みできないので、私が来てたらあなた休めるけど、私が来なかったらお休みなしねというような周りとの調整っていうのは、前もって言ってあって分かってはいたんですけど、本当にはっきりするのが前週というところで、ちょっと周りをバタバタ巻き込んでしまったなというあたりで、もうちょっと早くはっきり分かっていたら良かったなというふうに思いました。

(司会)

2番の方と5番の方は、審理、評議を合わせた職務従事期間というのは、争いのあった事件なので、長かったということがあります。1週間を超えるようなことになったんですけども、そういった面では何か仕事との調整とか、参加のしにくさをお感じになりましたでしょうか。

(2番)

自分の会社はそんな負担はなかったんですけども、案内の封筒が来た時に、1年以内に裁判所にお越しいただくかもしれないという中で、いつ職場の人に話したらいいのかなというのがありました。僕、裁判員に選ばれたかもしれないですと言って、結局1年経って、お前、結局選ばれてないじゃないかという場合もありますし、やっぱりさっきの6番の方みたいに、はっきりというか、初めの案内から呼ばれるまでの時間をもうちょっと早めにしてもら

いたいなという思いはあります。

(司会)

5番の方、いかがですか。

(5番)

裁判に行くということは会社の方に言ってあったんですけど、決まってから会社の方に連絡した時に、長さが8日間あると言ったら、仕事の調整というのが、どのようにスケジュールを回していけばいいかというのを帰ってからみんなで話し合ったんですけど、3日か4日だったら、何とか早く送り出してくれるんだけど、8日間になると、それだけ行かれると難しいなというのが本音だったんですけど、選ばれた以上はしょうがないという、そんなような感じでした。

(司会)

やはり1週間を超えるような職務従事期間というのは、特に民間で働いておられる方にとって厳しいというところですかね。核心司法と言われるように、争点を判断するのに必要な範囲で必要な証拠調べだけを行って、短い期間で国民の皆さんには負担をできるだけ掛けないようにするのが望ましいということになるでしょうか。それでは、もうちょっとその先という話になるんですけど、皆さんが裁判員裁判に参加しやすくするための工夫として、今、私が裁判所側のことを少し申し上げましたけども、そのほかに何か思い付かれることがございましたら、一言お願いしたいと思うんですけども、4番の方、何かお感じになったことはありますか。

(4番)

あまり大事なことはないかもしれないですけど、私は、ちょっと離れた場所に住んでるんですけども、若干、場所が遠いなというふうなことは感じました。裁判は裁判所でやっぱり厳粛にやるべきだとはもちろん思うんですけど、場所が遠いっていうところで、具体的に申しますと、豊橋の方なんです

けど、豊橋にも裁判所はあるものですから、あそこでやるのかなと思って、いざお便りが送られてきたら、岡崎まで来いということで、ちょっと遠いなと思ったことはあります。

(司会)

東三河支部の立場ということで、鈴木弁護士は今の発言、どうでしょうか。

(鈴木弁護士)

ごもっともだと思います。東三河支部も広いものですから、奥地と言ったら言葉が悪いんですけども、北の方から南の先端までありますので、そこから岡崎まで通うということになると、やっぱりそれなりの負担を感じるのはごもっともな話だとは思いますが。

(司会)

これは岡崎の裁判所で議論してもしょうがないところではあるんですけども、最高裁が支部に関しては全国で10か所しか裁判員裁判を行うところを定めておりませんので、もっと大きな支部、地方裁判所本庁でも小さなところよりかなり大きなところも幾つもあるんですが、時間、距離と予想される事件数などを勘案して決めておまして、管内が広い裁判所というんですかね、遠方の方まで御苦勞をかけるところがかなりあります。具体的には北海道であるとか、沖縄の島の方であるとか、あるいは兵庫県なんかも非常に広い地域、岩手県なんかも非常に土地が広いので、なかなかこれは解決を簡単にできる問題ではございませんけども、そういう意見もあるということは伝えておきたいと思います。3番の方は何か、今の点でありますでしょうか。

(3番)

私は、普通のサラリーマンで、1週間休めたんですけど、私自身、車のテストをやってまして、その分、ちょっと耐久テストが遅れたということぐらいかな。普通のサラリーマンの人は土日休みでいいと思いますけど、裁判所は平日だけなので、サービス業をやっている人は大変だなという印象です。

(司会)

今、どこの会社でも人手不足といますか、仕事がきつい時代なものですから、職場の皆様が気持ち良く裁判員として送り出していただかないと難しいんだらうと思います。そういう意味では、会社の方で裁判員裁判への参加をお許しいただいたところに関しては大変有り難いと思っております。国民の理解が更に深まるということによって、その点がより良い方向に動けばなと思っています。

○法廷での審理について

(司会)

さて、これから先は裁判員裁判の運用につきまして、いろいろと改善をしなければいけないだらうという点、大小問わずいろいろな点があるかと思しますので、どんなことでも結構ですから、遠慮せずにお話しただければと思っています。最初に、裁判官に限らず法律家の使う言葉が難しい、あるいは医学だの何だの専門用語が出てきて分かりにくい、こういった話をしばしば耳にするとところなんですけど、皆さんは法廷での審理を見て聞いて、ずっと御理解はいただけたでしょうか。どなたからでも結構ですけども、いかがでしょうか。大きく言いますと、主張、検察官や弁護人の言う意見の部分と、立証、すなわち証拠を見ての部分とに分けられるんですけど、主張、検察官や弁護人の言っている意見についてはどうでしたか。1番の方、いかがでしょうか。

(1番)

私の場合、特に用語的に言いますと、現住建造物等放火と言うんでしょうか、この用語ぐらいですかね。専門用語的な部分というのは。特に他はそれほどなかったですけども。検事の方と弁護人の方のいろいろな冒頭陳述ですけども、割と被告人が放火にしろ覚せい剤にしろ、すぐ認めておったものですから、あまり何か争点と言いますか、論点というのがあまりなくて、むしろ

ろいかに量刑を軽くしてあげるかということで、弁護人の方もこれは親子間のいざこざに過ぎませんということを冒頭におっしゃってしまして、そういった裁判でございましたものですから、特に争点がなかったのかなという点ですね。特筆するところがないということですね。

(司会)

検察官、弁護人は冒頭陳述、論告弁論で、いろいろと書面にしたメモのようなものを配っていたかと思います。そういったものはいかがでしたか。

(1 番)

書面で言いますと、いわゆるプレゼンテーションという観点で言いますと、検察側というのは、しっかりとしたパターンというのができていて、きちんと趣旨から細かいことまで整理されて出てきたのかなあという気がしてます。弁護人の方は、どっちかという要件だけを少しメモ書きにすらすらすらと書いたものが出てきてまして、そういった意味でぱっと見がその整理がきちんとできているという意味では、検察側の方のほうが整理されている。そういうものなのかなあというふうに思っていました。

(司会)

5 番の方にも、お尋ねしたいんですけど、検察官と弁護人で資料のまとめ方について、何か差は感じられましたか。

(5 番)

両方とも分かりやすく説明してくれたっていうのはあったんですけど、資料のまとめ方としては、そんなに問題はなかったのじゃないかなと思います。

(司会)

形式的な面で御指摘を少しいただいたんじゃないかと思うんですけど、書式と言いますか、書き方みたいのはどうでしょう。資料がそれぞれの書き方がバラバラなような形式に見えるという御指摘があったんですけども。

(5 番)

文章ばかり並べられて、それを読んでいく分だと、ちょっと分かりづらかったというのは確かにありました。

(司会)

弁護人の冒頭陳述とか弁論は、時々文章だけの羅列で、検察官の持ってくる色分けされたものやラインの引き方というところでやや見劣りがするという意見があるんですけど、そういった点はいかがでしょうか。2番の方いかがでしょうか。

(2番)

やっぱり検察側のほうがきれいにはなっているんですけども、なんていうんですかね、これってもう裁判員が始まる前から、やっているんですよ。

(司会)

こういう形式で検察官が冒頭陳述や論告をするようになったのは、裁判員裁判になってからのことです。それ以前のは、ただの文章だけを読み上げていました。

(2番)

基本的な形式が決まっているのではなくて、検察官の方の個人個人でまた違ってくるのですか。

(西川検察官)

今のような形の1枚のメモにまとめるというのは、今おっしゃったように裁判員裁判が始まってからです。それで、検察庁全体として大まかにこういうふうなやり方でやりましょうという共通了解はあります。ただ、細かい書き方まで決まりがあるといったものではなく、それぞれの検察官としてそれぞれの地方検察庁のほうにですね、そういった中で一件一件の事件で適切な話になるように、ということをやっております。

(2番)

他人事で申し訳ないんですけども、前までやってなかったのに、裁判員が

始まってから仕事が増えて大変だなと思いました。

(司会)

今度は逆にですね、三宅弁護士から質問が1つあったんですが、弁護人の話が何か詳し過ぎと感じた方がおられないかという質問が出ています。4番の方、いかがでしたか。

(4番)

弁護人に限らず、検察官の方もそうだったんですけど、個人的な印象としては、特に冒頭陳述でしゃべる内容は多かったなというふうには思いました。一生懸命メモを見ながら追いかけるんですけども、やっぱり最初の方に、かなり多くの情報が提供されることもあって、それを全てキャッチしきるのが難しかったと。メモにはあるんですけど、書面に、文字になってるものもありましたけど、それ以外の情報もかなり多くあって、最終的に何か評議をしているときに、細かいことで結構大事になってきたりするもので。私の担当した事件はおそらく比較的簡単な部類の事件だったとは思いますが、それでも結構大変だったなという印象を持ちました。更にやっかいな事件になると、かなり真っさらな状態で法廷に入って、冒頭陳述で2人のスペシャリストからわーっとしゃべられると、ちょっと厳しいなというふうには思いました。

(司会)

冒頭陳述では頭でっかちにならないようにという御指摘、私どもも常々そう思っております。的確な御指摘をいただいていると思います。さて、もう少し具体的な証拠の中身について、二、三お伺いしたいと思います。2番の方が御担当いただいた事件、強姦致傷事件で争っていたということで、証拠調べのほうで、被害者の証人尋問がビデオリンクの方式によって行われたのですが、その点について御感想をお聞かせいただければと思います。被害者の方はカメラを通してお話しになったと思うのですが、それを見られてどんな感じでしたか。

(2番)

こういうやり方なんだなと思っただけです。

(近道裁判官)

被害者の方だけがビデオリンクといって画面を通じてした証人尋問で、それ以外の方は、たぶん法廷に来てもらってその場で話してもらったと思うのですが、法廷に来てもらってその場で話すというのに比べてビデオリンクということで特に聞きにくかったとか、そういうことは特になかったですか。

(2番)

特にはなかったです。

(司会)

分かりにくいとか、意味が伝わりにくいといった支障はなかったということによろしいですね。

(2番)

はい。

(司会)

それから、裁判員経験者の方のアンケートでは、争いのない事件であっても、検察官が供述調書を読み上げるのは分かりにくかったという意見がしばしば出ております。6番の方は、どうでしたでしょうか。供述調書という、検察官の前で話した内容をまとめた書面を、検察官が法廷で読み上げたと思うのですが、それは分かりやすかったでしょうか。分かりにくかったでしょうか。

(6番)

すごくいろいろなものがまとめられていて、丁寧で分かりやすかったのですが、本当に全部が初めてのことだったので、何が分からなくて、何が分かっているのかも自分の中では分からない感じがしました。

(司会)

御担当していただいた事件では、現場にいて目撃をしていた人の中で、証人として出てきて話してくださった方と、証人として出てきていない、具体的



には「ママさん」ですかね。その違いがあったのですが、その2つを比べてどうでしたかね。

(6番)

具体的には「ママさん」ですが、その「ママさん」の意見も知りたいな、という思いはありました。その「ママさん」は、私の担当した事件では重大というか、事件に直接関わっていて、その「ママさん」の声というのが全く聞こえてこなかったの、その方の意見を知りたいな、というのは裁判の中で思っていました。

(司会)

4番の方は、いかがですかね。もちろん、被害者の方は亡くなっているわけですが、現場を見ていたわけではなくても、亡くなった方の家族であったり、周りの介護関係の職員の方であったり、その周りの人たちの話は調書で取り調べることになったと思うのですが。

(4番)

当事者の周囲の人たちが、いつ当事者にどういうふうに関与をしたということが、何人かの口から断片的に出てくるのですが、裁判官が要領よくまとめて評議の手助けをしてくださったと思うのですが、やはり自分では追い切れないな、というのはありました。

(6番)

私が思ったのは、弁護士さんと検事さんと裁判官が知っていることと私たちが知っていることに差があるというか、どこまで知ってみえるのかな、こんなことは聞いたらいけないのかな、というのをよく思いました。例えば、被告人の前科だったりとか、家族構成だったりとか、ある程度のことは書かれているのですが、もっと具体的な、それこそ離婚歴だったり再婚歴だったり、そういうことは私たちに情報としては入ってこないのだけど、知ってみえるのかな、聞いていいのかな、とそういうところの判断がとても難しかった。

たです。

(4番)

私も申し上げますと、裁判官の方はものすごく分厚いファイルを持って法廷に入られるわけですね。我々が事前に見るのは起訴状だけで、本当に数行ですね。本当に聞いていいのかわかるとは、やはり難しいですね。裁判官の方も配慮してくださったと思うのですが、やっぱり厳粛な場であって、なかなか言い出しづらかったです。

(司会)

裁判官も別に、そんなにたくさんの情報を持っているわけではなくて、それまでにやっていた事前の打合せの際に出された書面しか持っていません。その中に書いてあることは、冒頭陳述で双方が述べたことと重なるようなことであったり、あとは、証拠請求のカードがあるのと、証拠開示のときに何をお互い交換したのかという程度で、証拠の中身を知っているわけではないです。そこは誤解のないようにお願いしたいです。

(4番)

その辺りを我々が知らないというのが……。我々のイメージとしては、多分、裁判官はもっといろいろと知っているのだろうな、と思っていると思います。

(司会)

もう一つだけお願いしたいと思いますが、裁判員経験者の方のアンケートで、検察官に対しても、弁護人に対しても、被告人や証人に対する質問の意図が分かりにくかったということがしばしば書かれています。この辺り、分かりやすくするためにはどうしたらよいですかね。何か工夫する余地はありますでしょうか。1番の方は、いかがでしょうか。

(1番)

特段、これということはないですが、後から気が付いたのは、まず最初に

審理をやりましたね。それが終わると、評議に入ります。それで、評議の中で量刑を考えるうえで、こういった観点で決めていくのですと教えていただくわけですね。そして、そうやって振り返ってみると、ああ、そういったことで裁判官の方は質問されたのかな、つまり、罪を犯すときに計画的にやったのか、とっさにやったのかとか、その辺りのことを聞かれたのかなというふうに、後から分かったということがございました。

(司会)

3番の方はいかがでしょうか。量刑の基本的な考え方については、評議の最初の辺りで説明することが多いのですが、そういった事件に対する視点みたいなものがないと、やはり質問の意図が伝わらないということなのでしょうか。

(3番)

そういうふうに思います。

(司会)

例えば、犯行の動機について被告人に語ってもらうとき、弁護人が先に聞くわけですが、聞いている質問の順番とかはそれなりに弁護人は考えて聞かれているのですが、その辺りの質問の意図みたいなものは、余り見えてこないですかね。6番の方は、いかがでしょうか。

(6番)

分かりにくいというか、1番の方がおっしゃったとおりだと思います。後になって、ああ、こういうことかと。本当に初めてのことで、分からないことだらけなので、質問してもいいよと言われても、何を質問すればよいのかも分からないし、そういう状況でした。

(司会)

5番の方は、被告人が2人で、言い分が違うような話をお聞きになって、2人の被告人のそれぞれの話が信用できるか、ということを考えなければい

けないというお仕事だったわけですけど、そういった面では検察官の質問、あるいは弁護人の質問、2人の弁護人がいたわけですけど、それぞれの質問の意図というのは、どのくらい御理解いただけたのでしょうか。なかなか見抜けないというか、伝わってこないものなののでしょうか。

(5番)

その場で聞いても、やはり分からないです。評議をしているときに、こういうことがあったよ、こういうこともあったよという話を裁判官の方から聞いて、こういう意図で、こういうことを言っているのだなと分かるものですから、その場で理解するということは難しいかなと思いました。

(司会)

尋問というのは、裁判員裁判では非常に大事なものになっているので、検察官、弁護人はいろいろと努力して、分かりやすく伝わるようにはしているのですが、最後の論告、弁論にうまく反映されていれば、逆に裁判官は説明しなくてもよいのですが、それがないと、どうしても裁判官が一言、二言コメントをしなければいけなくなってしまいます。そういう問題がある、という御指摘だと思っております。事実認定、被告人が起訴状に書いてある犯罪を本当にやったのかどうかというところを考える場面で、争いのあった事件を2番の方と5番の方が経験されていますが、評議で意見を言う際、困ったことはありましたか。

(2番)

評議の際に困ったことは、事件柄、強姦致傷ということで、普段、強姦について話したことはないですし、裁判員の中には女性もいましたし、言葉選びにはちょっと困りましたね、どうやって表現したらいいか。

(司会)

5番の方、いかがでしょう。

(5番)

争ってはいたんですけど、別に困ったことということはありません。

(司会)

自分の法廷で受けた印象であったり、どっちが言っていることが正しいのかということは評議でそのままうまく言うことはできましたか。

(5番)

証拠を調べていって、こういうことで言っているんじゃないかということが分かったものですから、評議をやっている間に、みんなの意見を聞くことによってこういう考えもあるんだということがあったものですから、その時に、聞いたことと評議によって段々違ってきたかなという印象はありましたけど。

(司会)

この後は量刑の話をしささせていただきたいのですが、皆さんの参加された事件では、一番重い方は懲役27年、次に重い方は10年、7年、被告人2名については5年、お一人だけ執行猶予の判決ということで、バラバラの刑がそれぞれ言い渡されていますが、検察官と弁護人が論告・求刑、弁論の中で量刑意見で意見を言っていたと思いますが、皆さんどんな印象を受けられましたか。1番の方、いかがですか。

(1番)

こういった犯罪の時は、上限このぐらい、下限このぐらいとガイドラインを過去の判例から出されていて、6人の裁判員と3人の裁判官が順繰りにテーブルを囲んで、意見を言っていくという中で、他人の意見を参考にしながら、だんだん収斂していくというか、最終的には刑の長さについて、5年を真ん中にして若干上下はあったと思うんですけど、ほぼ違和感なくスムーズに決まっていたかなと思います。

(司会)

検察官の意見と弁護人の意見でかなり開きがあったように伺っているのですが、その点はどうでしょうか。

(1 番)

7年と3年ですかね、まあ、こういうもんだろうなと思いました。

(司会)

3 番の方に御担当いただいた事件は、無期懲役と非常に重い求刑があったわけですが、その点はいかがでしたか。

(3 番)

被告人は大変不幸な方で、仇討ちする前に捕まっちゃったんですが、親族3人殺して、放火したという一番罪の重いことをして、大変同情する余地はあるんですが、やったことはやったことで無期はやむを得ないと思いました。

(司会)

検察官の求刑が少し重すぎるんじゃないかと感じられた方はおられますか。あるいは弁護人が言っているのが軽すぎるんじゃないかという御感想を持たれた方はおられますか。検察官、弁護人は、求刑、量刑意見の根拠をちゃんとうまく説明していたでしょうか。5 番の方の事件では、弁護人の1人は量刑の分布グラフを出していたんですかね。

(5 番)

はい、見ました、分布グラフ。

(司会)

後で量刑を考えるときには、十分役に立つのでしょうか。

(5 番)

そうですね、こういうものがなければ、どういうふうに出していいのか。だいたい参考にはさせていただきましたけど。

(司会)

検察官、弁護人が求刑、量刑意見の根拠を十分に示せていれば、皆さんも考えやすいのだろうとは思いますが、具体的な資料がないと、評議の場でなかなか量刑検索システムを実際を使ってみるまで、どういうふうにして

話し合うか分かりにくいということになりますかね。6番の方、どうでしょう。

(6番)

そう思います。果たしてこの量刑って重いのかな、この事件については軽いのかなというのは参考になるものを示していただいて、初めて分かったと思います。

(司会)

検察官、弁護人の意見が重いのか軽いのかは、こういったものがないと、なんとも判断がつかないってことなんですかね。4番の方、頷いておられますけど、どうでしょう。

(4番)

そうですね。私、この中で最も軽い部類だったと思うんですけど、確か最初だったと思うんですけど、殺人という犯罪の構成要件、殺意をもってやっていることには変わらないんだから、軽いも重いもそんなのないんじゃないかと最初は思っていたのですが、量刑検索システムで色々な側面で切り取っていくと、ここは重く見るべきだと、ここはそうでもない、色々とやれる。データベースがしっかりしていて初めてできる基準だと思います。

○評議について

(司会)

刑の重さを決めるという作業を裁判員になっていきなりお願いしている仕事ですから、基本的な考え方を説明した上で、それぞれの量刑の様相を評価してもらって、量刑検索システムで大体の大枠を見ていただき、その中での位置付けをして、ようやく具体的な数字が出せる、ずいぶんと手間暇かけて話をしているのですが、評議の時間というのは、十分に足りていましたでしょうか。4番の方、どうでしょう。

(4番)

私は、十分足りていたのではないかと思います。ある程度、話し合っていて、最終的には裁判員全員黙るというかこれ以上ないのかなという所まで達したと思います。

(司会)

3番の方は、どうでしたか。

(3番)

皆さんの意見を聞いてみると、三人家族を絞殺して、家まで燃やしちゃったということが色々重なって、普通の交通違反では1つになるんだけど、こういう刑事事件になると、全部重なっちゃうもんですから、これくらいが妥当じゃないかと思えますけど。

(司会)

裁判員のほかの方と色々お話しになって十分話し合いは尽くせたとお考えですか。

(3番)

はい、そうです。

(司会)

2番の方は、事件自体、争いがあったので、刑罰の議論をどれくらいやったのかは、私は分からないですけど、実際に量刑を決める時、求刑8年で、弁護人は無罪を主張していて、最終の結論は7年になったみたいですけど、量刑の話し合いは十分にできましたか。

(2番)

はい、できました。あれ以上長くても、そんなに意見は出ないかなという印象を受けました。

(司会)

1番の方は、量刑の話し合いはいかがでしたか。

(1番)



まず事実の確認を行いました。被告人がほとんど罪を認めていましたので、事実の確認はいらないかなと思ったんですが、一つ一つ丁寧に確認していくことは必要なんだと思いました。それで半日使いました。次の日丸1日と半日ぐらいでじっくりと、その中でルール、こういう枠の中で考えるんだとか考え方も説明していただいて議論していったので、時間的にはちょうどよかったと思います。

(司会)

自分の意見が言いにくかったり、話しにくかった、逆に話しやすかったなどをどのようなところで感じましたか。6番の方は、どうですか。

(6番)

私の経験では、評議で意見は話しやすかったと思います。

(司会)

どのあたりで話しやすいと思われたか、ポイントは何でしょうか。

(6番)

その場の雰囲気といいますか、どうですか、どうですかと指名してくれて、意見を言う時間を与えてくれたことだと思います。

(司会)

市民感覚を反映させるというのが裁判員裁判の狙いの一つで、市民感覚を量刑で反映させるということもあろうかと思いますが、市民感覚が反映されていると感じたか、逆に裁判官に誘導されて、裁判員がお飾りになっているのではないかと感じたか、そのあたりはいかがでしょうか。5番の方は、いかがですか。

(5番)

誘導されているという感じはありませんでした。裁判官が話しやすい雰囲気を作ってくれていました。こういう考えもあるんだよと意見を言いやすい雰囲気でした。

(司会)

3番の方は、いかがですか。市民感覚がそれなりに反映されたとお感じでしょうか。

(3番)

裁判長がそれなりに説明をしてくれたので、自分なりに考えを出すことができました。

(司会)

1番の方は、いかがですか。

(1番)

被告人に対する質問でちょっとずれているかなと後から思ったこともありますが、それを間違っていると言われることは一切なく、気を遣ってもらえたと思っています。

(司会)

評議について御指摘していただきこと以外に感想があれば述べていただければと思います。評議については守秘義務がありますので、敢えてこの場で言っておきたいということがあれば、言ってほしいのですが、いかがでしょうか。2番の方は、いかがですか。

(2番)

刑を決める時に裁判員1から順番に何年、何年と言っていったのですが、最初と最後の人では意見が違うと思います。それで、裁判員1が1年、裁判員2も1年と言っていった場合、裁判員6が10年と書いていても、ちょっと長いかなと思って、10年とは言えなくなるのではないかと思いました。

(司会)

付箋を使って一遍に出して下さいというやり方もあるでしょうし、順番に一人ずつ御意見を伺うというやり方もありますし、いろいろなやり方があるのだろうと思います。量刑が中心の事件と、事実認定が力点になる事件と若干

違う点があるかもしれません。弁護人が無罪を争っていると、情状として刑を軽くしてもらう事情がほとんど言えないので、大きく数字が下がったりしにくいという点が2番の方の事件にはあったのかもしれませんが。そういう意味で量刑を中心に考える、認めている事件とは違うやり方をされているのかもしれませんが。そういった点も配慮が必要だと思います。他の方は、いかがですか。

(3番)

私の意見ですけど、裁判員裁判に関係ないかもしれませんが、この事件に対して根本的な原因があまり追及されなかったので、モヤモヤしている感じを持っています。

(司会)

事件で一番悪い人に見えた詐欺をした人の話が全然聞けていないというところですかね。裁判員裁判では、検察官と弁護人が出してきた証拠だけで考えていただくということになっているものですから、出してきてくれないと、裁判員も裁判官も考える材料にはできないといった限界があります。これは制度上やむを得ないという面がありまして、私もモヤモヤしていました。時間の関係もありますので、次の点に移ろうと思います。

○精神的負担について

(司会)

先程も出ていましたが、裁判員を経験して精神的な負担があるという御指摘がありました。裁判員としてそれなりに大変な判断を迫られるという立場になって、しんどかったというふうにお感じでしょうか。6番の方は、しんどかったと言っておられますし、3番の方も、しんどかったと言っておられますが、そのしんどさというのは、どんな点がしんどかったのか、ちょっとお話をいただければと思います。6番の方は、いかがですか。

(6番)

重いといえますか、自分とは全く接点のなかった方の今後を決めるあたりとか、その中には命を落とされている方もいるとか、そういう人間の根本といえますか、人生を決めていく材料の一つになるという責任の重さが精神的負担に繋がっていったのではないかと思います。

(司会)

4番の方は、いかがですか。かなりお疲れになりましたか。

(4番)

審理を集中して聞いているのが肉体的にしんどかったです。精神的には私はそんなに負担がなかったと思います。類型の中では比較的軽かったことと、意見もそんなに割れなかったのも、自分が独自の意見を言ったことで被告人の今後が左右されてしまうということが起こらなかったということ、日本の社会の中でこういう状況でこういう罪を犯した人が大体こういうふうには裁かれているという法律の範囲内の刑になったとっておりますので、そういう意味では精神的な負担は比較的軽かったと思います。

(司会)

3番の方は、大変重大な事件を御担当いただいたので、夜も眠れなかったというお話をしていただきましたが、何かありますでしょうか。

(3番)

自分でもこういう同じぐらいの年の人で、同じようなことが起こったら、自分でもこうなっちゃうのかなと、そういうことをくよくよ考えて、夜もあまり眠れない時がたくさんありました。詐欺をやった人が憎いという被告人の気持ちがよく分かって、思い出して眠る時間も少なくなりました。

(司会)

6番の方、4番の方、3番の方、いずれも私の担当した殺人事件だったのですけれども、殺人事件の場合に遺体の写真ですとか、現場の血の出ているような状況の写真ですとか、そういったものが出てくる事件もあるのですけれども、

皆さんの事件ではどうでしたか。十分に検察官のほうで配慮してくれていたでしょうか。6番の方，どうでしょうか。

(6番)

はい，されていまして。遺体は実際の写真ではなくて，図とか絵で描かれていて，犯行に及んだほうがちょっと頭から流血している写真があったんですけど，これは白黒で，リアルでしたけどそういう配慮はされていまして。

(司会)

被告人のほうも殴られて，結構怪我をしていたという事件ですかね。3番の方の事件でも，そういう配慮は十分されていましてか。

(3番)

私のほうもそういう配慮がされていまして。余談になりますが，私の会社でも安全ミーティングの時にそういう交通事故のビデオをやっているのですが，たまたま血の出ているビデオだった時に二，三人倒れた人がいて，会社でもそういうことをやらないようになりました。裁判員裁判でもそういう配慮をしていて，そういうことはありませんでした。

(司会)

4番の方も，同じですかね。

(4番)

そうですね。

(司会)

その点は検察官に十分配慮していただいているということになります。もう一つ精神的な負担として考えられることとして守秘義務の問題というのがあるので，守秘義務の範囲は皆さん十分御理解ただけてましたかね。

1番の方，いかがでしょうか。

(1番)

守秘義務の趣旨が裁判員本人にリスクを負わせないというものと認識してお

りますので、評議の中身を話さないというのは、ある意味常識と言えば常識とも取れますので、そのところが負担になることはなかったと思います。

(司会)

この話をしてもいいのか、してはいけないのかという分かれ道みたいなものを、分かりやすく十分裁判官から説明をしてもらったでしょうか。

(1 番)

たまにミスをして近道裁判官からアドバイスを受けたかもしれません。

(司会)

守秘義務の対象が何かというのは、法廷でやっていることなのか、評議室の中でやっているのかが一番分かりやすい説明とさせていただいているのですが、マスコミにしたらどこまでなのか分からないということが従来言われていたのですが、皆さん分かりにくいという点はないということでもよろしいでしょうか。領いておられますのでそう理解させてください。

#### ○裁判員経験者からのメッセージ

(司会)

検察官、弁護人のほうから何かこういった点を聞いておきたいというのはありますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、これからは最後のところになりますが、今後裁判員になっていただく方に向けての皆さんからのメッセージなどを一言いただければと思います。これまで裁判員を経験された前後で自分にとって何か変わったことがあるかどうかとか、例えば新聞や事件報道などでそういったことに関心が深まったということでも結構ですけれども、1 番の方は、会社のほうで出前講義をこちらでさせていただいたので、その点を含めてお伝えいただければと思います。

(1 番)

いろいろな機会をいただきましてありがたく思っていますし、会社の周りの人間にも経験談を話しますと、ほとんど是非自分もと言う者ばかりです。たま

たま私の担当した事件が皆さんのような殺人ですとか、そういった心労になるようなものがなかったということも少しあるのかもしれませんが、そういった状況でございます。自分としましても、改めてこういった裁判を経験しまして、事実に基づいて判断しないといけないですとか、それ以前に法律だとかルールをしっかりと守らなければいけないという当たり前のところをリマインドしたと言いますか、車を運転していて信号が黄色になったらすぐに止まるという当たり前のことを実践しようという意識は高まったかなというふうに思います。そういった意味で、どんな方でも間違いなく参加されれば得られるものがあるというふうに思います。一点だけ言いますと、補充裁判員の方2名ですね、同じ期間ずっと出られていながら、発言の機会ですとか、限定的なところにつきましてはどうなのかなと、その点だけ制度で気になるところです。以上です。

(司会)

ありがとうございます。6番の方、先程少し周りの方々の反応といったところでお話をいただいたので、更に裁判員になられる方々へのメッセージをいただければと思います。

(6番)

責任は重大で、裁判員になった以上は軽い気持ちでは決してできないことだと思いますけども、得るものは大きいし、周りに巻き込まれる心配もなく、遺体の写真とかも配慮されているので、そういうところを伝えていきつつ、やはり経験する機会があるなら是非していただきたいと思うのと、私自身がもう一回機会があれば経験したいなど、初めてやって何も分からずにあれよあれよという間に終わった裁判だったのですけども、もう一回機会があったらこの経験を踏まえて、もうちょっと自分なりの意見がまとめられるのかなとか、そういうふうにも感じました。

(司会)

ありがとうございます。今度は2番の方で、御自身の経験された、普段あま

り触れもしない強姦というような性犯罪被害について、触れられてお感じになられたことも含めて何かメッセージをいただきたいと思います。

(2番)

どうがんばっても裁判官だとか，検事の方，弁護士の方には到底頭脳で勝とうと思っても無理なので，自分の今までの人生の中の経験をもうちょっと素直に言えばよかったのかなと思っております。

(司会)

御自身，裁判員が十分務まったというふうに御理解いただいているということでもよろしいでしょうかね。

(2番)

務まったかどうかはよく分かりませんが，何とか終えられたので，良かったです。

(司会)

国民の皆さんが恐れるには足りないということでもよろしいでしょうか。

(2番)

時の流れに身を任せて，一日一日しっかり言われたことに対して意見を出せば良いのかなと思います。

(司会)

3番の方，いかがでしょうか。

(3番)

何事も経験が大事で，経験するとその人の立場がよく分かって，会社でも近所の人でも自分の事件がテレビやラジオに出てたよと言われ，ちょっと有名になったというのがあります。みんなに宝くじが当たるより難しいという，そういう話題で持ちきりでした。

(司会)

4番の方，いかがでしょうか。



(4番)

案内が来たときによくお考えになって、やる、やらないをよく考えた方が良いのかなど。実際かなり重い事件を担当された方もいらっしゃるって、仮にそういう事件の担当になりましたと言われたら、ちょっと怯んだかなと思います。私は、ほとんど事実認定で争いがなくて、量刑が争点だったんですけど、そうになると市民感覚を反映させることはできたかと言われると、若干疑問はあります。過去にこういう例があるということでかなり制限されると思います。ただ他方で、そういう司法のある意味内情を生で見ることができたというのはとても良い経験にはなったとあっていて、特に裁判官、事務の方もですけど、非常に言葉を重く用いられている。言葉というものを使って、きちんと物事を整理して説明している。ですから将来、こういうことはなりたくないですけど、もし私が悪いことをして捕まったとしたら、こういう方に裁いていただくんだったら、納得して刑に服することができるのかなと思いました。

(司会)

たぶんそういう機会はないと思いますが、裁判員裁判を御経験いただいて裁判所が少しは身近になったという御意見でよろしいでしょうか。最後になりましたが、5番の方、これから裁判員になられる方へのメッセージをお願いできればと思います。

(5番)

自分が受け持った事件はそんなに重い事件ではなかったものですから、周りの方に、もしこういうことがあったら、出てもいいんじゃないかと言っているんですけども、3番の方のように夜も眠れなかったというような裁判を経験したら、どうだったかなという感じはします。やっている最中から思ったんですけども、新聞や報道を見て、今こういうことをやっているんじゃないかと思えるようになって、6番さんの言われたように、もし2回目に来たら、もう一回自分もやってみたいというのが率直な意見です。

(司会)

ありがとうございました。

以 上